

全国林野関連職員労働組合近畿中国地方本部交渉

議 事 要 旨

- 1 開催日時：平成25年6月21日（金）15:00～16:00（60分）
- 2 場 所：近畿中国森林管理局第一会議室
- 3 出席者：
組合 池田克司委員長、中本茂典副委員長、山形成司書記長、古久保順之書記次長、秋本治隆執行委員
当局 加藤昭広総務企画部長、松本清二総務課長、原哲郎企画調整課長、石上公彦計画課長、川村義治森林整備課長、細川博之資源活用課長、片山宏文総務課課長補佐（総務）、清水勝成総務課課長補佐（福利厚生）

4 交渉事項 職員の勤務時間等について

5. 議事概要

（当局）

本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づき、円滑な交渉の実施のため予備交渉を実施し、交渉項目の整理、時間、場所等について整理したことを前提に交渉を始める。

始めに、当局代表から冒頭発言をする。

（当局）

本年度は、一般会計移行の初年度としてスタートし、早3ヶ月が経過しようとしているところである。署等におけるグループ制の導入や大量の通達類の改廃等があったが、大きな混乱もなく移行することができたと考えている。

これまで職員団体並びに職員が一体となって努力いただいていることについて感謝申し上げます。

一般会計移行により、国有林野事業については、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、森林・林業再生への貢献、地域振興をはじめとした地域の行政課題について、国有林の組織・技術力・資源を活用し、民有林と一体となって解決することが大きな役割として求められている。

このため、昨年12月に管理経営基本計画を変更し、①森林共同施業団地や公益的機能維持増進協定を通じた民有林との連携、②民有林への普及を念頭にした林業の低コスト化に向けた技術開発、③価格急変時の供給調整機能の発揮に向けた木材価格や需要動向の把握、などの民有林に対する支援に積極的に取り組むこととしている。

当局においても、共同施業団地や路網整備、低コスト造林、人材育成等について、局署一体となって取り組むとともに、署等において、都道府県や市町村、林業事業者等との意見交換を行い、地域課題やニーズを把握する中で署独自の取り組みを検討し、新

たな国有林野事業の姿を地域に示していく考えである。

本日は、新たな交渉ルールに基づき、職員団体から申し入れを受けた項目について交渉を開催する。

職員団体からのご意見ご要望に対しては誠意を持ってお答えするとともに、検討すべきは検討して参りたいと考えているので、よろしく願います。

(当局)

ただいまから、「職員の勤務時間等について」の交渉を行う。

(組合)

これまで、「国有林野事業における『農林水産省特定事業主行動計画』の推進のための取組について」(林野庁管理課長通知)を受け、「出産・子育てに理解ある働きやすい職場」を創るため、職員が仕事と家庭を両立させ、職場においてその能力を十分発揮出来る環境の整備を進めるため、超過勤務の縮減などに労使で取り組んで来たところであるが、国有林野事業の一般会計化に伴い、これまでの超過勤務縮減に係る林野庁管理課長通知、総務部長通知は廃止されたところである。

については、近畿中国森林管理局における今後の超過勤務縮減の具体的な取り組みを示されたい。

(当局)

これまでの超過勤務縮減の取り組みは、平成17年の「超過勤務の縮減及び超過勤務命令等の適切な実施に向けた取組について」及び「国有林野事業における『農林水産省特定事業主行動計画』の推進のための取組について」(林野庁管理課長通知)に基づき、それぞれに対応した総務部長通知を発出し取り組んで来たところである。今後は、『農林水産省特定事業主行動計画』及び「超過勤務縮減対策について」(林野庁林政課長通知)に基づき、新たな総務企画部長通知を発出し、引き続き取り組むものである。

具体的には、超過勤務縮減目標を設定するとともに、定時退庁日の取り組み強化、休暇等の取得促進、超過勤務等の実施状況の点検と対策などにより、超過勤務縮減に取り組んでいく考えである。また、今年度から、局内に超過勤務縮減対策委員会を設置し、各署等の実施状況の分析等を行い、必要な対策を講じることとしている。

(組合)

突発的な事案に伴う超過勤務については、やむを得ない部分もある。職員も超過勤務縮減に対する意識は持たねばならないと考えるが、命令者は、超過勤務を命令するに当たっては、事前命令の徹底を図るとともに、自らが業務の進捗状況等を的確に把握し、職員に任せきりにしないよう取り組んでいただきたい。

(当局)

今年度から当局に、総務企画部長を委員長、局課長を委員とする超過勤務縮減対策

委員会を設置した。毎月の超過勤務実施状況の分析など、仕事の進め方も含め局署が一体となって、具体的な対策に取り組む考えである。

(組合)

管理者が目配りをしつつ、超過勤務の縮減も含め風通しの良い職場環境を作ってもらいたい。職員が目標立てできるように管理者が超過勤務縮減の対策を示してもらいたい。

(当局)

担当者と命令者の間で疎通を図りながら進めることが重要である。また、人事評価において目標を設定することにより、命令者はもとより職員全員が超過勤務縮減の意識を持ってもらいたいと考えている。

(組合)

超過勤務縮減に当たっては、事務・業務改善は避けて通れない課題であると認識している。特に、一般会計に移行し、通達の改廃、森林官の管轄区域の見直しが行われた。これまで以上に計画的かつ効率的な事業運営に努める必要があると考えているが、今後の事務・業務改善をどのように進めていく考えか示されたい。

(当局)

一般会計移行により、これまでの通達が改正・廃止され、人事院規則等に基づくこととなったが、一般会計化後における課題を洗い出し、その対応を重点的に検討するとともに、引き続き、職員からの提案や局各課における制度等の検討において改善を進めることで、事務・業務の減量化・効率化に取り組んでいく考えである。

(組合)

当局においては、森林事務所の複数配置となっていない実態もあり、当面増員が望めないのであれば、現場業務についても改善していく必要があるのではないかと。

(当局)

現場業務については、業務量等を勘案し必要に応じて、国有林野等巡視業務委託の活用、伐採系森林整備における監督・検査等を補助する非常勤職員等の活用、造林事業予定地の委託条件調査の活用、治山事業における現場技術業務委託(監督補助)の活用などの取組について進めていく考えである。

(組合)

移行後の非常勤職員については、これまでの地場賃金が採用されず、全国一律(9,300円)の考えが進められ、低賃金となり、森林官が現場業務を行うために必要な雇用も難しくなっているが、対策等は考えているのか。

(当局)

日給は、9,300円とならざるを得ないが、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、日額旅費が支給となり、地域差はあるものの一定の割り増しとなるところ。

今後も、一般会計ルールの中で、できることを検討していく考えである。

(組合)

国有林野事業の一般会計化に伴い、事業計画の策定スケジュールも大きく変わったと認識している。平成26年度の概算要求の取りまとめが8月、秋からは、27年度の事業計画を立てるための資料作成が必要と認識している。これらの業務が軌道に乗るまでの間、現場の森林官等に業務が集中・負担増となることが懸念される。計画的、効率的な対策が必要ではないか。

(当局)

関係課で疎通を図り署等とも連携しながら、現場の森林官等に負担が増すことのないよう計画的かつ効率的に進めていく考えである。

(組合)

これまで、国有林は内だけを見て業務を行ってきたものが、一般会計となり、外に対して存在感を示す必要があり、職員のスキルアップは必要不可欠となっている。4月以降の職場環境の変化に、戸惑っている職員が多数いる状況にあるので、職員のフォローアップをお願いします。

また、我々の職場は、国有林という森林を相手にする現場業務を中心とした組織であるので、国有林ならではの特色を示した対応が必要であると考えている。

一般会計の取扱になじまない課題等については、職員が戸惑うことのないように、今、提起しなければならないと考えている。国有林野事業の特殊性については、局から林野庁に対して提起していただきたい。

今後も一般会計ルールに基づき、必要な意見を述べて参りたいのでよろしく願います。

(当局)

本日は、職員の労働時間を中心に、超過勤務問題、森林官等現場職員が抱える問題など、職員団体のご意見・ご要望をお伺いし、当局の考え方を申し上げた。

円滑な業務運営を行っていくためには、職員及び職員団体のご理解とご協力が不可欠と考えており、今後についても、職員団体との信頼関係の上になんて、引き続きより良い職場づくりに努めて参りたいと考えているので、なお一層のご理解・ご協力をお願いします。